

気象状況による轟峡一帯立入禁止等基準

【大雨・土砂災害】

立入禁止等の基準	立入禁止及び一部立入制限の解除基準
大雨警報 (気象状況により、警報発令前に立入禁止措置等を取る場合がある。)	以下の条件がいずれも満たされ、利用者の安全が確保できると判断されるとき ① 大雨注意報が解除されていること ② 気象庁のキキクルにて警戒レベル1以下になっていること ③ 現地の安全点検を行い、安全確認等ができた場合
梅雨の時期 (気象庁の梅雨入り宣言後速やかに立入禁止措置等を取る)	以下の条件がいずれも満たされ、利用者の安全が確保できると判断されるとき ① 気象庁による梅雨明け宣言後であること (原則、8月31日までに梅雨明け宣言が無い場合は、大雨警報による立入禁止の解除基準を適用する) ② 大雨注意報が解除されていること ③ 気象庁のキキクルにて警戒レベル1以下になっていること ④ 現地の安全点検を行い、安全確認等ができた場合

【台風・強風】

立入禁止等の基準	立入禁止及び一部立入制限の解除基準
暴風警報 (台風等の気象状況により、警報発令前に立入禁止措置等を取る場合がある。)	以下の条件がいずれも満たされ、利用者の安全が確保できると判断されるとき ① 強風注意報が解除されていること ② 現地の安全点検を行い、安全確認等ができた場合 ③ 強い雨を伴う台風の場合は、大雨警報による立入禁止の解除基準を適用する

【地震】

立入禁止等の基準	立入禁止及び一部立入制限の解除基準
震度4以上 (気象状況により、震度3以下でも立入禁止措置等を取る場合がある)	以下の条件がいずれも満たされ、利用者の安全が確保できると判断されるとき ① 市から避難指示が発令されていないこと ② 各施設の安全点検を行い、点検結果により安全であることを確認できた場合